

「資格情報のお知らせ」のQ & A

令和6年12月2日

ご質問		No.	回答	更新	
資格情報のお知らせ	「資格情報のお知らせ」を交付する趣旨は何か。		1	厚生労働省からの依頼に基づき、加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号（下4桁のみ）も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。記載内容をご確認いただき、ご自身、またはご家族の登録情報に誤りがないかご確認をお願いいたします。記載内容に誤りがない場合は、特にお手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診してください。（以下、保険証利用登録したマイナンバーカードを「マイナ保険証」という。） 【お問い合わせ先】 業務部適用課（03-3292-5005） 大阪支部業務課（06-6944-4300）	
	「資格情報のお知らせ」は何に利用できるのか。		2	健康保険の給付金などの各種申請、お問い合わせの際に必要な記号・番号を把握することができます。 また、健康支援サイト「マイヘルスウェブ」（以下「MHW」という。）からダウンロードして印刷した（任継・特退の方はご自宅に郵送された）「資格情報のお知らせ」は、医療機関などでマイナ保険証の読み取りができないなど例外的な場合において、マイナ保険証と併せて受付に提示することで受診することができます。制度の過渡期においては、マイナ保険証が使えない場合に備えて「資格情報のお知らせ」（右下部分を切り取ったもの）をマイナ保険証と併せて携帯することをお勧めいたします。 ※「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。	
	交付方法	どのような交付方法か。	3	事業所にお勤めの方はご家族も含めご本人宛に、MHW内にデータ配信（10/31）します。任継、特退の方は、ご本人、ご家族それぞれご自宅宛に郵送（10/8発送）しています。	
	交付時期	いつ時点の加入者に対して交付しているのか。	4	【事業所の方】10/10時点の在籍者、【任継、特退の方】9/9時点の在籍者に対して交付しています。（マイナンバー登録者のみ）	
		No.4以降に加入者した人、追加でマイナンバーを提出した人には交付されないのか。	5	令和6年11月29日までに加入し、健康保険証をお持ち（かつマイナンバーを提出済み）の方について、令和6年12月25日に事業所にお勤めの方はデータ配信、任継、特退の方は郵送する予定となっています。	12月2日更新
	令和6年11月30日以降の加入者について「資格情報のお知らせ」は交付されるのか。		6	健康保険証が発行されなくなる令和6年11月30日以降に加入された方、またはマイナンバーを提出した方には事業所経由で、任継、特退の方は郵送にて交付する予定です。	12月2日更新
	「資格情報のお知らせ」はいつまでに確認すればよいのか。		7	令和6年12月2日からは、原則マイナ保険証での受診となりますので早めの確認をお願いいたします。なお、MHWへの掲載については、令和7年3月末までを予定しておりますので、それまでにご確認ください。	
	MHWを利用できない場合はどうすればいいのか。		8	初回登録ができない等、MHWをご利用いただけない場合は、スマートフォンのマイナンバーカード認証を用いてマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）にログインすることで、「資格情報のお知らせ」と同様の資格情報を確認することができます（マイナポータルには個人番号が記載されていませんが、表示される資格情報等に誤りがなければ、正しく個人番号が登録されているをご確認いただけます）。また、マイナ保険証が医療機関等で利用できなかった場合、スマートフォンのマイナポータルで最新の資格情報を画面表示し、マイナ保険証と併せて受付に提示することで「資格情報のお知らせ」と同様に受診できるため、「資格情報のお知らせ」を常に紙で持ち歩く必要はありません。	
	なぜデータ配信なのか。必ずMHWで確認しなければならないのか。確認しないことで不利益を被ることがあるのか。		9	全加入者の「資格情報のお知らせ」を紙面にて全事業所に送付し、一人一人に配布、郵送等していただく事務的負担、配送コスト等を考慮し、理事会、組合会の了承のうえデータ配信にてご確認いただくこととしました。 また、ご確認いただくことは強制ではありませんが、安心してマイナ保険証をご利用いただくことを目的としておりますので、MHWまたはマイナポータルにて資格情報のご確認にご協力いただければ幸いです。	
	関係	「資格情報のお知らせ」の再交付	10	マイナポータルでご自身の資格情報を確認できる場合は再交付いたしませんので、ご自身でマイナポータルにログインして確認してください。なお、マイナポータルにログインできない場合は、「資格情報のお知らせ再交付申請書」で申請していただくこととなりますが、書式については準備ができ次第、当組合のホームページに掲載いたします。	
		11	記載内容に変更があった場合でも、マイナポータルでご自身の資格情報を確認できる場合は再交付はいたしません。なお、医療機関で氏名変更前の「資格情報のお知らせ」を提示しての受診は可能です。ただし、医療機関での申し立てが必要な場合もありますので、医療機関の指示に従ってください。マイナポータルにログインできない場合は、「資格情報のお知らせ再交付申請書」にて再交付申請してください。70歳以上の方で負担割合に変更があった場合は再交付いたします。		
	有効期限	12	「資格情報のお知らせ」に有効期限はあるのか。		
	回収	13	社員が退職した場合や家族が扶養から外れた場合は回収する必要があるか。		

その の 他	健康保険証はいつまで利用できるのか。	14	改正法の施行後（令和6年12月2日以降）はマイナ保険証による受診が基本となりますが、経過措置期間の令和7年12月1日までは健康保険証を利用して受診が可能です。	
	退職した場合や家族が扶養から外れた場合、健康保険証は回収、返却する必要があるか。	15	経過措置期間の令和7年12月1日までに資格を喪失した場合は、従来どおり回収いたします。資格喪失届（被扶養者削除届）に添付して事業所経由で返却してください。令和7年12月2日以降は医療機関等で利用できなくなるため、それ以降に資格を喪失した場合は回収、返却の必要はありませんので、ご自身で破棄していただいて構いません。	
	令和7年12月2日以降、健康保険証が利用できなくなった後は何をもちて医療機関を受診すれば良いのか。	16	マイナ保険証による受診が基本となりますので、マイナンバーカードの取得、およびマイナ保険証の利用登録がお済でない方は準備をお願いします。	
	マイナンバーカード、マイナ保険証を所持していない場合はどのように医療機関を受診すればよいか。	17	「資格確認書」をご利用いただくことで今までどおり受診することができます。「資格確認書」の申請、交付方法等については、11月の文書発送、機関誌「すこやか」12月号にてご案内を予定しております。	
	マイナンバーを確認できない。どうすればよいか。	18	マイナンバーカード、通知カードもしくは個人番号通知書でご確認ください。また、いずれもお手元がない場合は、マイナンバー入りの住民票を取得しご確認ください。 なお、当組合に登録されているマイナンバーは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を利用して、氏名・生年月日・性別・住所と照合し、誤登録がないことを確認済みです。	
	マイナンバーを提出した覚えはないが、なぜ出版健保が知っているのか。	19	マイナンバー法等に則り、氏名・生年月日・性別・住所を利用して、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より収集しております。	
	出版健保に登録されているマイナンバーを削除してほしい。	20	健康保険法上、健康保険組合はマイナンバーの収集を義務付けられています。また、マイナンバーを用いて健康保険事務を行っており、削除することはできません。	
	医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示された。なぜこうした事象が起こるのか。	21	転職等により加入する医療保険の資格変更があった場合には、資格変更後の保険者が、事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録します。事業主から当組合への届出は5日以内とされており、また、当組合では、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととしています。データ登録まではすみやかに実施しておりますが、入社→届出→データ登録の間、一定のタイムラグが発生するため、この間に医療機関等でオンライン資格確認を利用すると、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示される場合があります。 また、オンライン資格確認等システムにおいては、新規データ登録時にマイナンバー、氏名、性別、生年月日、住民票上の住所に対するシステムチェックを行っています。データ登録時の誤りを防止するために、誤りの疑いがある場合には、オンライン資格確認等システムへの連携を一時的に止めて、当組合において確認を行っています。当該確認の期間中に医療機関等でオンライン資格確認を利用した場合にも「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されることがあります。	
	転職後、すぐに医療機関にかかりたい。いつからマイナ保険証を使えるのか知りたい。	22	マイナ保険証で受診するためには、新規加入時や再雇用時などの被保険者等記号番号の変更に伴い、マイナンバー・氏名・生年月日・性別・住民票上の住所が正確に記載された資格取得届（または被扶養者異動届）をご提出いただくことが必須です。当組合では、届書が提出されてから5日以内のデータ登録完了を見込んでおり、データ登録が完了するとマイナ保険証による受診が可能となります。データ登録完了後に事業所宛に「資格情報のお知らせ」を郵送いたしますので、登録された資格情報などに誤りがないかご確認をお願いします。なお、マイナポータルにログインし、最新の資格情報に更新されていることを確認できれば、「資格情報のお知らせ」の到着を待たずにマイナ保険証による受診が可能です。	
	マイナ保険証は保有しているが、データ登録完了前に医療機関にかかりたい。その場合医療機関での資格確認、手続き方法等はどうか。	23	医療機関の指示に従い、必要に応じて「被保険者資格申立書」をご記入いただき受診してください。その際、保険者等に関する事項については下記のとおりにご記入ください。 保険種別：社保 保険者等名称：出版健康保険組合 事業所名：お勤めの会社名等 一部負担金の割合：通常「3割」ですが、70歳以上の方は「2割」の場合があります。 ご不明な場合は給付課03-3292-5006までお問い合わせください。	10月18日追加
	健康保険証に「（枝番）」が載っていない、どうしてか。	24	令和3年4月以降発行の健康保険証より被保険者等記号・番号が個人単位化され、枝番の記載が開始されました。そのため、令和3年4月より前に発行された健康保険証には枝番の記載がありません。なお、枝番は当組合において2桁の数字をランダムに割り当てたものになりますので、確認の必要はございません。	
	マイナ保険証の利用に切り替えるため、令和7年12月1日より以前に健康保険証を返却してもよいか。	25	令和6年12月2日から令和7年12月1日までの経過措置期間中に、健康保険証を自主返納していただくことは差し支えありませんが、事業所における回収管理等が必要なため、事業所の方針に従ってください。 ただし自主返納は、マイナ保険証の保有者で、医療機関等で受診する際にマイナ保険証が利用できない場合、マイナポータルで画面表示した「資格情報」、もしくは当組合が提供した「資格情報のお知らせ（印刷したもの）」をマイナ保険証と併せて提示する旨をご了承いただける方に限ります。 また、マイナ保険証による受診は、組合全体の医療費削減にもつながるため、皆様のマイナ保険証利用にご協力いただけますと幸いです。	10月18日追加